

第29回世田谷区農業委員会総会

日：令和元年12月26日（木）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

第29回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和元年12月26日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 穴戸幸男、高橋敏昭、上野博、永井潔、
田中光男、苅部嘉也、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、山崎義清、池亀宏、
橋本隆男、高橋良治、森安一、山崎節彌、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼
つとむ

欠席の委員：田中宏和、佐藤満秀

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主
事 関智秋

午後 2 時 58 分開会

○事務局 定刻前ではございますが、本日欠席される委員の方を除きまして全員おそろいになりましたので、これから第29回世田谷区農業委員会総会を開会させていただきたいと思っております。

(資料確認、会長あいさつ)

○高橋会長 議事に入ります前に、本日は田中宏和委員と佐藤満秀委員が欠席しております。そしてまた、今日は真鍋よしゆき委員と田中光男委員が所用で途中退席ということになります。過半数の出席がございますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日の署名委員ですが、山崎義清委員と池亀宏委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めたいと思っておりますが、早退される委員の皆様方もおりますので、本日は、次第6の報告事項(4)の生産緑地に指定されている農地の肥培管理についての報告を先にやってまいります。それから、まず次第4の議案の審議に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、次第6、報告事項(4)について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No. 14をご覧ください。No. 14なので、最後の方についている資料になります。よろしいでしょうか。

それでは、生産緑地に指定されている農地の肥培管理についてということで、肥培管理が不十分な農地についてご報告させていただきます。

(肥培管理の状況等について報告)

事務局からの報告は以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらよろしくお願いいたします。

○田中(光)委員 都税事務所の人は定期的に調査をしているんですか。

○事務局 そうですね。評価替えなどもあると伺っていますので、その都度、一定の期間で見回っているというのは伺っています。

○高橋(良)委員 急にこの案件が出てきた経緯はどういうことなのか皆さんが分かるようにしていただきたいと思っております。こういうのが今まで何回かありましたよね。文書で出てきたことはなかったじゃないですか。それが今回こういう形で出てきたというのは、いろいろ動きがあったのではないかと思うのですが。

○事務局 報告させていただいた理由は、資料におつけしました7ページの世田谷区の農

地管理基準に基づいて文書指導を行ったためです。文書指導を行った経緯につきましては、これまでも平成28年から、当時の管轄の農業委員であるとか、今の管轄の農業委員を中心に指導を行っていただいたところですが、それでも改善が見られないこと。また、先般行った農地パトロールの結果をもっても、この写真のような状況ですので、文書で指導する事例に該当するところを事務局と管轄の委員や会長とでご相談した結果、文書指導を行いました。そのような経緯がありましたので、今回総会の報告事項として、皆様にご報告した次第です。

○高橋会長 ほかにございませんか。

○池亀委員 これは、当初というのは何年ごろの納税猶予を受けた形なんですか。

○高橋会長 事務局、その経緯は分かりますか。

○事務局 納税猶予の資料は今手元にありませんので、何年にとというのが今は答えられません。

○池亀委員 28年ぐらいですか。

○田中（光）委員 もっと前です。ご主人が亡くなってから納税猶予を適用した。

○池亀委員 これはその方の奥さんですか。

○田中（光）委員 そうです、奥さんです。

○池亀委員 そうすると、もうかなりのご高齢。

○田中（光）委員 高齢で、もう耕作はしていないので息子さんだけがやっている。

○池亀委員 ○○歳ぐらいですか。

○田中（光）委員 そうです。○○歳近いです。

○池亀委員 旦那さんが亡くなったときに納税猶予を受けたということですね。

○田中（光）委員 ですから、納税猶予はかなり前から受けています。

○佐藤（治）委員 多分、○○年ぐらいでしょうか。

○池亀委員 そうすると、○○年間。

○佐藤（治）委員 ○○さんの後ですからね。○○さんが亡くなって相当たちます。

○池亀委員 この写真を見る限りで推測ですが、これは昨日今日手を入れていないというような状態ではないですよ。

○田中（光）委員 3年前の引き続きの納税猶予のときは、仕方がないか分からないですが、少しはきれいになっているんですよ。その後、またすぐ放置されているということで、だから本当に繰り返しみたいな感じなんです。

○池亀委員 ただ、この状態を見ると、事案的には生産緑地なんですけれども、納税猶予を受けているということは、耕作をしていなければいけない訳だから。これは〇〇年間耕作をしているようには見えません。

○田中（光）委員 〇〇年間耕作していない訳ではないのですが、3年ごとの引き続きの調査のときに限っては少しきれいにして、また何もしないような感じが続けているという感じですか。

○高橋（良）委員 前任の農業委員が、この農地について余りひどいのでここで報告をしています。その時に、私や他の前任の農業委員の人と一緒に現地に行って、こういうふうにして下さい、きちんと耕作して下さいという話をしたんです。その後、やっぱりだめで、今度、田中光男委員にかわってからも、やっぱり同じような状態がずっと続いてしまっていたので、多分こういう形で文書指導を行ったのだと思います。だから結構前からこんな状態だったのが続いているというのが多分……。

○池亀委員 生産緑地だけだったらまだしも、納税猶予を受けているというのと……。

○高橋（良）委員 都税事務所からは何か言ってきていないのでしょうか。

○事務局 農地性の確認というようなところでは、都税事務所も……。

○高橋（良）委員 見に来ているんですか。

○事務局 そうですね。

○池亀委員 税務署は来ていないんですか。

○事務局 税務署は、連絡は来ていないので、調査されているかもしれませんが、こちらでは把握できないということです。

○永井委員 たしか税務署に3年に1回、作物の何を作って、どれぐらいの売り上げがあったかを申告しますよね。報告しないと納税猶予を継続できませんから、それは今までやっているはずですよ。納税猶予を受けているんですから。

○池亀委員 でも、この写真を見る限りは、それが有り得とは思えないんですけども。

○上野委員 幾ら何を作って売ったと、その時考えないのかな。

○池亀委員 〇〇さんという方は、自分でできないのであれば、農協の営農支援で、お金はかかりますけれども、それは言ったことはありますか。

○田中（光）委員 会長職務代理も相談したり、農協でやってくれるということは言いました。

○池亀委員 それでも、そこに頼むということはしていないということですか。

○田中（光）委員 今まではしていません。

○高橋会長 この人については、事務局で警告文、勧告文でしたか、文書を出していますよね。

○事務局 指導文書という形で出ささせていただきまして、まず、この農地についてはどう利用する意向なのかということと、あと、納税猶予を受けられているので、今後について期限の確定になってしまう可能性もありますよという注意喚起もその文書に載せています。農地の利用意向につきましては、ご本人からは自作するという回答はいただいていますので、その回答を信じて継続して経過観察をするというところで、またずっと同じような状況が続けば再度、口頭指導と文書指導はしていかなければならないと考えております。

○高橋会長 では、しばらく様子を見るというと変ですけども。

○高橋（良）委員 ずっと様子を見ている。本来だったら、今度の生産緑地の切りかえのときに、それではだめですよという話をしていけないのかもしれないかもしれません。

○事務局 もちろん、特定生産緑地の申請があれば、このままでは指定できませんよ、とはっきり申し上げることになると思います。また、納税猶予を受けられているところから、それをきちんとご自身でお考えになられて、農協のサポートを受けながら耕作をしていくのか、自作するのかといういろいろな方法を考えさせていただいてということかと思えます。

○高橋（良）委員 方法はどのようなものであれ、形としてそここのところを耕作するということが大事なんだから。

○事務局 特定生産緑地の移行のときには必ずそういった指導を行います。

○高橋（良）委員 そうしないと、ほかの人に迷惑がかかってしまうと思うんです。

○池亀委員 それは都市計画の方と連絡はあるんですか。

○事務局 関係所管とはお互いに。

○池亀委員 申請は都市計画に出る訳だから、決定してからこっちに流れてくる訳でしょう。

○事務局 事前の申請自体はこちらで受け付けていますので、その時点でこの生産緑地であれば、現況が分かっている訳ですので、このままの状態では受付できませんよと農業委員会事務局からお伝えすることになります。

○池亀委員 流れ的には、特定生産緑地の申請をしたときに、都市計画の方じゃなくてこちらが先なんですか。

○事務局 そうなんです。

○池亀委員 受け付けて、都市計画の方に流すと。

○事務局 申請を受け付けて、都市計画課にお渡しして情報を共有します。その後は都市計画課で手続を進めていくという流れになります。

○池亀委員 そうすると、その時点で何らかの手立ては打てる訳ですからね。こちらに先に来るということは。

○事務局 まず先に来るので、そこで特定生産緑地にはこのままでは指定できない旨お伝えします。その時にきれいになっていけば話は別ですけども。

○池亀委員 ちゃんと耕作になっていけばですね。

○高橋会長 今回の件は、ご報告ということで。ほかに質問がなければ、よろしいですか。この件は終了といたします。

それでは、次第4の議案の審議に戻りまして進行いたします。

今回は第1号議案はございません。

第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はありません。農地法第5条が1件となっております。

事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-5-18。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

○高橋会長 この件について質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。それでは、第2号議案は終了いたします。

次に、第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが7件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願につい

てが2件、特定農地貸付法に基づく承認申請についてが2件、農地法第3条の3届出の報告についてが2件、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてが1件ございます。

それではまず、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてを審議いたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されました、高橋良治委員、結果の報告をお願いいたします。

○高橋(良)委員 では、結果のご報告をさせていただきます。

12月19日木曜日、10時半ぐらいから三、四十分ぐらい話をしてまいりました。まず、被相続人が死亡する日まで農業を営んでいた状況であるかということについては、調査したときに〇〇さんと〇〇さんに立ち会っていただいて調査しています。亡くなったご本人は、1年ほど前から施設に入っているということですが、それまでは農業をやっていたということなんですけれども、施設に入ってから、施設の中で指示を出して、〇〇さんが耕作をしていたという状況ということでした。

農業相続人及び同居の世帯員が農業経営を行っている状況であるかということについては、今言ったように〇〇さんが耕作をしていたということでした。

農作物、それから生産販売については、ナスとかトマト、キュウリ、エダマメ、サトイモ、キャベツ、ネギ等を少しずつ作っていたというような状況で、ほとんど自家消費みたいな形だったということです。

農地を適切に肥培管理している状況であるかということについては、最後の方、多分、時間的に余裕がなかったのかもしれないんですけども、耕うんされた状態ではありましたが、作物が作られた状況ではありませんでした。相続人当人とお話をして、これからは納税猶予を受けるのであればきちんと耕作をしていかななくてはいけないので、なるべく手間のかからないように、細く長くでもいいから続けていけるような状況にして下さいということの一つ申し上げました。

それとあと、敷地の中の確認をしたときに、2カ所の敷地のくいは見つかりましたが、あと2カ所がはっきりとしたものはなかったんです。測量事務所も入っているということ

と、すぐ隣が自宅ということなので、想定でここだというのは分かりましたので、一応その部分ということで話を進めさせていただきました。そのときに、以前に軽トラックの駐車場として多分、一段下がっているんですけども、そこを埋め立てたような状況で、軽トラックが道路から中に駐車スペースというか、駐車できるような状況で、砂利敷きになっているところが農地の一部として認められました。そののところに自然発生的に生えた木のようなものがあったので、それは撤去して下さいと。砂利を撤去して、農地として認められるような状況にして下さいと。それから、中に資材の残ったものなどあったので、それも片づけを依頼しました。

農協を通じてやって下さいというような話をして、税務署が来る前にそれができればいいなということで、日程が決まったら連絡をして下さいとお伝えしました。その結果、先程、事務局と確認したところ、連絡があり、年内にできるだけ早目に片づけるという話だったので、そののところは大丈夫だろうということで、調査してきました。以上が報告事項です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ご意見はございませんか。それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。7件ございますので、順に審議いたします。

なお、1件目と2件目の案件ですが、この案件は、農業委員である〇〇委員とその同居の親族からの証明願となっております。農業委員会に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」ということから、本件の審議中は退席していただきます。

[〇〇委員 退席]

○高橋会長 そして、この2件については、被相続人が同一で、相続人が親子の間柄とい

う関係性があるため、事務局からの説明は2件続けて行ってまいります。

では、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-1及び1枚おめくりいただきましてNo.3-2をご覧いただけますでしょうか。

では、まず資料No.3-1をご覧下さい。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続きまして、資料No.3-2に移らせていただきます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました佐藤治雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○佐藤(治)委員 12月19日に事務局2名と行ってまいりました。〇〇さんに立ち会っていただきまして、いろいろお話を伺いました。

2番目の〇〇さんは高齢で、ちょっと指示をするぐらいで、畑の方に出てやるというのは無理なようです。〇〇さんの方は、主に農業をやっている方は〇〇さんと〇〇さんの2人です。そして、夏場は果菜類等、いろいろ忙しくなるときは〇〇さんと〇〇さんの2人が手伝って4人でやっているということでございます。

そして、1番目の〇〇さんの方にはハウスが〇棟ありまして、今の時期ですから、ハウスの中は苗ですとか、あるいはハウレンソウが作ってありました。あとはハクサイ、レタス、ブロッコリー、コマツナ、そういうものから出したくずがちょっと残っていたりとか、そんな状態です。そして、2番目の〇〇さんの方ですけれども、作っているものは大体同じで、ハクサイ、オオクラダイコン、コマツナ、オレンジカリフラワーと、〇筆ですけれども一団ですから結構広い農地です。

それと、どこで売っているかといいますと、大体がファーマーズマーケットで、畑のところでは荷づくりをしております、そこで結構通る方もいらっしゃいますので、その方に庭先というか畑のところと一緒に売っているそうです。それとあと、JAの方でいろいろなイベントがありますけれども、そういうイベントのときに宝船だとか、何かの即売とか、そういうときにはいろいろ自分の畑の野菜を出品しているということでございます。

畑の状況ですけれども、今申し上げましたように、残菜とかそういうのが残っている時

期ですけれども、肥培管理は良好だと思いました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

2件についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 意見がないようですので、1件ずつ採決させていただきます。

まず、1件目について証明願を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

次に、2件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

○○委員に入室していただきたいと思います。

[○○委員 着席]

○高橋会長 ありがとうございます。

では次に、3件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 この件について調査されました上野博委員、結果の報告をお願いいたします。

○上野委員 12月18日に事務局2名と○○さん立ち会いのもと、現地で視察しました。○

○さんと○○さんの2名でこの畑は運営しています。実際、今、現地にはちゃんといろいろな植わってまして、ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ダイコン、ハクサイが植わってました。その販売方法を伺ったところ、100%庭先販売、自分のところで売って、特に農協等には出していないそうです。

あと、肥培管理なんですけれども、植わっているところはきれいなんですけれども、私がちょっと気になったのが、駐車場との境目の、概算ですけれども、全体から見ると○%ぐらいのところだけ草があって、これは何ですかとお聞きしたところ、カヤだと言うんですけれども、それが植わっているだけで、それを売るとか何もしていそうにないので、こ

この部分については除去を依頼しました。

以上になります。

○高橋会長 ありがとうございました。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございました。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、4件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました永井潔委員、結果の報告をお願いいたします。

○永井委員 12月19日、事務局2名と調査をしてまいりました。○○さんにおかれましては、仕事で出席できないということで、後継者に立ち会っていただきまして、現地調査をやってまいりました。

約〇畝、その内ハウスが、ちょっと小さいんですけども〇棟ございまして、そのハウスの中にハウレンソウ、カブ、これはもう収穫がほぼ終わりに近いような状態だったんですけども、植わっていまして、あと、露地物としましてブロッコリー、ダイコン、サトイモと。ブロッコリーももう3分の1くらい収穫は終わっていまして、また来年、年明け1月終わりごろから出荷するのもあるということで見えてまいりました。そして、肥培管理ですが、非常に草も少なく、一生懸命やっておられるなど感じてまいりました。販売先ですが、全てファーマーズマーケットへ出荷しております。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございました。

この件についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。
それでは、5件目を説明願います。

[田中(光)委員、真鍋委員 退席]

○事務局 それでは、5件目の報告をさせていただきます。お手元の資料No.3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました渡邊委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 12月17日に事務局2名と伺いまして、相続人の〇〇さんにお会いしまして調査してまいりました。農業経営は〇〇さんと〇〇さん、〇〇さんの3名で行っているという事です。

母屋の南側が従来は植木畑だったんですが、昨年からは野菜を始められておまして、野菜はダイコン、ハクサイ、ネギ、コマツナ、ホウレンソウ、ブロッコリー、これらが栽培されておりました。ハウスが〇棟あるんですけれども、暖房なしでミニトマトをやったそうなんですけれども、今年は失敗されたということでした。

出荷は、近隣の保育園に出ている部分と、今年は販売所を敷地内に新設されましたので、そこでの販売を行っているということです。あと、母屋の西側から北側にかけては植木の畑、ここにはモモとかサクラ、ソヨゴ、キンモクセイとかユズ、これらが植えられておりました。植木が現在整備中ということです。といいますのは、来年の5月ぐらいに自宅と蔵を壊されて、その敷地をまた追加農地として申請されるということで、それに合わせまして今、植木は整備中ということで、大きな木は伐採されて、現在は少し乱雑な状態でしたけれども、来年整備されるということをおっしゃっていましたので、これはいたし方ないと思います。野菜の部分につきましては、良好な肥培管理でした。

1点、北側に、従来からだと思うんですけれども、車の出入り口がありまして、そこが道路から急勾配になっておまして、コンクリが〇m近く打ってあるんですけれども、これにつきましては、また追加申請等も発生しますので、税務署等からの指摘等につきましては対応いただくということをお願いしました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 3-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました池亀委員、よろしくをお願いいたします。

○池亀委員 令和元年12月19日に事務局2人と現地に行ってみりまして、立ち会いは○
○さんをお願いいたしました。

今ご説明があったとおりに、一団の土地で○○㎡、約○反弱の大きな畑なんですけれども、そこが○分の○ずつの共有ということで、○○さんと○○さんの○分の○ということで、全面キャベツを作っております、販売先は市場に出しているということでございました。畑の状態も、いつ見ても非常にきれいになっているところで、周り、道の際に多少の雑草はありましたけれども、肥培管理等は非常に良好でございます。畑の方は、○○さんと○○さんとお2人で農業経営をおやりになっているというお話でございました。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、7件目をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました苧部委員、結果の報告をお願いいたします。

○苧部委員 12月17日、事務局2名とともに現地を調査いたしました。立会人は、〇〇さんにお話をお伺いしました。畑は〇〇さんご夫婦がメインとなって営農されていまして、畑は細い私道のような道を挟んで2つに分かれているんですけども、番地で言うと〇〇番の畑にはミカンが〇〇本、あと、体験農園を〇〇区画やっています。

また、〇〇番の畑では季節野菜を栽培していまして、当日はダイコン、ネギ、ブロッコリー、コムギ等が植えてありまして、コムギは近隣の小学校の体験学習で生徒が播種から収穫までに行っているそうです。収穫した野菜は、畑に隣接している自宅の直売所で販売していまして、あとは学校給食、農業祭への出荷でほぼ売れてしまうそうです。非常に広い畑でしたが、肥培管理は適切に行われており、とてもきれいな畑でした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを審議いたします。
2件でございます。

それでは、1件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.4-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました山崎義清委員、結果の報告をお願いいたします。

○山崎（義）委員 報告します。

12月6日、〇〇さんに面談いたしました。まず、亡くなられた〇〇さんは、〇〇歳までお元気に農業経営を行っていました。最後の方は、サトイモだとかの整理のときだけ出てくるような状態でしたが、非常に元気な人でした。

2番目が小作人関係の問題ということで、これについては全く問題ございません。それから、申請地にかかわる紛争等は全くございませんでした。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。証明書を発行することといたします。

では、2件目をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

（事務局より、申請内容などについて説明）

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました苅部委員、結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 12月9日、申請者の〇〇さんに直接お会いしてお話をお伺いしました。

畑は、ミカン、キウイ等、手のかからないものが栽培されていて、被相続人の〇〇さんは亡くなるまで自宅の横の畑に出ておられたということなので、主たる従事者と言えます。あと、小作関係は全くないということでした。申請地にかかわる紛争についても、ないと聞いております。

以上です。

○高橋会長 それでは、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 ないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございました。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

次に、特定農地貸付法に基づく承認申請についてを審議いたします。2件ございますので、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料No. 5、特定農地貸付法に基づく承認申請についてでございます。

目黒区が実施する区民農園事業の案件についての事案になります。この案件につきましては、毎年12月に農業委員会総会にて審議していただいておりますので、根拠条文については添付は割愛させていただきますが、区が区民農園に供する農地を新規継続も含めてお借りする際に根拠となる法律がこの特定農地貸付法となります。今回につきましても、継続して借り受ける案件について、2件まとめてご審議をお願いします。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○事務局 それでは、調査されました三田委員、結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 12月18日に事務局の方2名と私とで現地調査に行っていました。

毎年のことなんですけれども、区境の、〇〇に対象の2園があります。〇〇さんがお貸しになっているところは全体で〇〇区画、それから〇〇さんが〇〇区画あって、いずれも非常にきれいに管理されていて、事務局の方とも行ったんですけれども、〇〇さんの隣が世田谷区の区民農園で、〇〇区の方が若干きれいに見えるということはありませんでしたが、これは管理の仕方の違いというか、世田谷区はたくさんあるからなというような話もしておりました。

先程、事務局から説明がありましたように、区民農園の設置要綱というのは適切に定められていて、管理自体も、例えば手洗い場の設置とか物置の設置、それから休憩スペース等もちゃんと設けられている。近隣との関係で、例えば必要な自転車を中にとめて下さいとか、そういう表示等も適切にされていて、管理は良好に行われていると思います。特に中の通路部分の管理が〇〇さんのところは非常にきれいになっていて、〇〇さんのところは、ちょっとユニークなんですけれども、使い古したカーペットとかじゅうたんみたいな

ものを敷き詰めてあって、それで草が生えないようにしているという、ちょっとユニークなやり方をとっていたというところがおもしろいなと思った次第です。管理は適切に行われていると思いました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 では、ないようですので採決させていただきます。

申請を承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、承認することといたします。

以上で特定農地貸付法に基づく承認申請についての審議は終わります。

次は、農地法第3条の3届出の報告についてですが、専決処理となっておりますので報告のみとさせていただきます。

では、報告願います。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。資料はNo.6-1とNo.6-2になります。

まず、参考までに農地法第3条の3について説明させていただきます。

農地法第3条というのは、今年度も何度か総会の案件で取り扱いましたとおり、農地を農地として所有権の移転等を行う場合に、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められている条文になります。

そして、この農地法第3条の3につきましては、議案書をおめくりいただきまして、添付させていただきました根拠法令の4ページの下線を引いているところに条文を載せてございます。読ませていただきますと、農地または採草放牧地について第3条第1項本文に掲げる権利を取得した者は、同項の許可を受けてこれらの権利を取得した場合、同項各号のいずれかに該当する場合その他農林水産省令で定める場合を除き、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を届け出なければならないとありますとおり、農業委員会に届け出をしなければならないと定められてございますが、許可は必要ないということをご理解いただければと思います。その他の根拠法令につきましては添付資料のとおりですので、詳細な説明は割愛させていただければと思います。

それでは、議案書の6-1にお戻りいただきまして、本題に入らせていただきます。農地法第3条の3に基づく届出について。全件専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-3・3-1。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、お手元の資料No. 6-2をご覧ください。農地法第3条の3に基づく届出について。

受付番号31-3・3-2。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、ないようですので、農地法第3条の3届出の報告については終了いたします。

次に、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知を審議いたします。1件ございますので、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

お手元の資料No. 7をご覧くださいと思います。第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてでございます。

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知というのは、簡単に申し上げますと、農地の賃貸借契約について、都道府県知事の許可を要せずに賃貸借の解消がなされた場合に、その旨を賃貸人及び賃借人が連名で農業委員会に通知することをいいます。

なお、今回の案件につきましては、本年10月の総会において、地主と借り主との間で農地の耕作者、管理者についての認識違いがあり、一時的に耕作されていない農地があるということで皆様にご報告した事案が決着したものでございます。10月の総会以降も、引き続き両者に対して事務局等から働きかけをしていき、このたび、お互いの話し合いがまとまりまして、農業委員会宛てに賃貸借契約が解消されたという通知がありましたので、ご報告いたします。

該当の農地の案内図と12月24日に撮影した写真をA3の用紙にまとめた資料を2点ご用意しました。皆様にご覧をいたしますので、それをご覧くださいながら議案について審議していただければと思います。

それでは、資料No.7、第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について。

受付番号31-18-1。

(事務局より申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

○高橋会長 よろしいですか。それでは、質問はないようですので、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを終了いたします。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和2年2月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.8、令和元年度世田谷区農業委員会総会日程についてをご覧ください。

今回の総会開催日時につきましては、令和2年1月30日木曜日午後4時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室にて開催されることが決定しております。

令和2年2月の開催日時につきましては、2月28日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室の予定になっております。

以上でございます。

○高橋会長 2月の開催日時は原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、異議なしとのこともありますので、原案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望(案)についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.9をご覧くださいと思います。両面刷りの用紙になってございます。

東京都農業会議を通じて提出する国・都の施策等に対する要望について、農業委員会等に関する法律第53条により、農業委員会系統組織は、世田谷区農業委員会の支援組織であ

ります一般社団法人東京都農業会議を通じて、関係行政機関等、つまり国や東京都に農地利用最適化推進施策等の改善について具体的な意見を提出しなければならないとされてございます。東京農業が抱えるさまざまな課題解決に向けて、世田谷区農業委員会におきましても、毎年、委員の皆様以案をご提示してご意見を頂戴し、東京都農業会議に提出しております。提出した意見は、来年1月9日に開催予定の地区別農業委員会検討会にて集約され、来年2月20日に昭島市にて開催される東京都農業委員・農業者大会において、国に対する要望を決定し、また、来年3月17日に開催される東京都農業会議通常総会において、東京都に対する意見を決定し、要請活動に取り組んでいく予定でございます。

本件につきましては、本総会の開催通知をお送りした際に同封させていただいたところでございますが、内容について改めてご確認いただければと思います。なお、要望案につきましては、資料の裏面に29年度の内容と30年度の内容を載せさせていただいておりますが、30年度に対応されなかった項目を今年度も引き続き要望していくというところがございます。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 では、質問がありましたらお願いいたします。

○山崎（節）委員 2の都に対する要望の中の2番目の認定農業者に対する支援の充実ということですが、区がこの内容を知らなくてもよろしいんですか。その理由は何なんでしょう。この文章は、直接農家が要請して、そのままよろしいということですか。私の認識が誤っているかどうかなんですけれども。

○事務局 こちらの事業については、都市農地活性化支援事業という東京都の事業になりますので、その事業実施の形態については、手続の簡素化を図るところで、区市町村を挟まずに単独で都に直接申請をした方が、農家さんについても手続の簡素化に続くのではないかとこのところ載せさせていただいているところです。

○山崎（節）委員 区としては、この事業内容を把握する必要性はないということですか。

○事務局 都の事業ですので、区が必ずしもそれを把握しなくてもよいのかなと考えています。

○山崎（節）委員 農業者だけで、区がその農業者がどういうことをしたいのかということとは把握する必要性はないということですね。

○事務局 認定農業者については、区は区で審査会にかけて認定するという経緯がございます。それに基づきまして、補助のサポートといった事務手続を踏まえているところでも

あるんですけれども、こういった都の事業に関し、やり方としては都にのっかってやっているとところもありますし、逆に区は区で認定の手續等を踏まえていますので、どちらかというと、都の支援事業の延長に区の支援事業があるといった位置づけ等もございますので、どちらかというと、都よりは区の認定のそういった件数等も各区レベルで考えれば多いのかなというところがございます。

○高橋（良）委員 都のものというのは、例えば認定農業者で区でも補助がつくし、いろんな意味で一般の人よりはよくなりますよね。それと同じように、例えば都の補助というのは、ハウスだとかいろんなものに対してのものが認定農業者にあるということですか。その辺が私も分からないのでお聞きしているのですが。

○事務局 この事業の中身ということですか。

○高橋（良）委員 そうです。認定農業者に対してのそういう特別な補助みたいなものがあるということでこういうものが出てきたということですか。

○事務局 もともと東京都でこの事業の前身の事業がありまして、その後継の事業で都市農地活性化支援事業というのができたんですけれども、それを申請する要件として、認定農業者で3人以上で経営している、共同で申請をしなければなりませんよというところと、あとは、事業の規模が世田谷区でやっている認定農業者への支援よりも大分大規模なものになりますので、今、そういう大規模な事業について、区内の農家さんで申請しようというところはここ数年では余り見受けられないと考えております。そういった意味では、都の事業では、認定農業者であることが申請要件になっているので、認定農業者の支援の充実というところで、その方たちの支援の簡素化につながるのではないのかというところが要望の中身になります。区も、認定農業者に対しては補助事業を用意しているというところはありますので、区内の認定農業者の皆さんにつきましては、そちらの方を今はご活用いただいているというのがメインなので、それを利用していただきながらも、もし都の事業を使うのであれば、区の事業は区の補助事業としてそろえているので、都の事業に申請するときにあえて区を挟まなくてもよろしいのではないのか、その方が農業者さんの手続的には簡素化されるのではないのかというところがございます。

○菅沼委員 規模が大きい訳ですね。だから、世田谷区では余り対象にならないからと言いたいんでしょう。

○事務局 規模が大きいということです。

○高橋（良）委員 今だと、都の事業を使っている人は、世田谷区の中ではほとんどいな

いということですか。

○事務局 おりません。

○菅沼委員 だけれども、言っているように、東京都が事業をやって、これは畑の大きさが大きいから対象にならないかもしれないけれども、ほかの事業だと、東京都がやって、それに補助金プラスアルファ区がつけるという事業は結構あるから、やっぱり都の事業と区の事業というのは密接に情報交換をしておかないといけないですね。これは大きいから対象にならないという話だろうと思うんだけど、そういうことですよ。

○事務局 ただ、都の制度もこういった形でやっていますよという情報提供ははこちらからさせていただきますので、その辺の抜けはないかなと思います。

○高橋会長 そんなところで、皆さん、よろしいですか。山崎節彌委員も高橋良治委員もよろしいですか。

ほかにございますか。質問がなければこの件は終了いたします。

次に、令和2年度世田谷区農業委員会活動計画（案）についてを協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 10をご覧くださいと思います。令和2年度世田谷区農業委員会活動計画（案）の協議でございます。

平成21年度に農地法の改正がなされ、農林水産省からの指導により毎年各農業委員会において活動計画を作成し報告することとなってございます。まず、農業委員の皆様のご意見を頂戴し、一般の農業者の皆様へは、来年2月発行予定の営農だよりにて周知いたします。集約したご意見を反映したものにつきましては、最終的に来年4月の農業委員会にてお諮りした後に、5月の営農だよりにて報告するという予定になってございます。つきましては、次回1月の総会までにこの内容をご確認いただきまして、ご意見等がございましたらそのときにお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。なお、今回お示ししている案につきましては、今年度、令和元年度の内容と基本的には変更はございません。

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 では、質問がなければ、次の総会にまたお話しいただければと思いますので、この件は終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、報告事項に移ります。

(4)の報告は済んでおりますので、(1)から(3)について事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 11をご覧ください。報告事項の1つ目は、第13回都市農地保全自治体フォーラムの開催案内でございます。

こちらにつきましては、校正中ではありますが、次ページにおつけしておりますチラシの写しと合わせてご覧いただければと思います。

(事務局より、開催目的、日時などを案内)

続きまして、資料No. 12に移らせていただきます。報告事項の2つ目は、農業委員会活動スローガンの募集についてでございます。

令和2年7月には多くの農業委員会で新たに農業委員の選任が行われることから、令和2年度から4年度の3年間にわたる農業委員会の活動指針となるスローガンを定め、農業委員会活動のさらなる発展を図る契機とすることを趣旨とし、東京都農業会議において募集するものでございます。資料には募集期間が令和2年1月28日までとありますが、世田谷区農業委員会事務局にて一度集約させていただきたいと思っておりますので、応募される方は、添付の応募用紙にご記入の上、令和2年1月17日金曜日までに事務局までファクス等でお送りいただきますようお願いいたします。

それでは、続きまして資料No. 13に移らせていただきます。報告事項の最後は、都内産農畜産物等の放射性物質検査の結果の報告でございます。

今回は令和元年11月28日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象になっておりませんので、参考程度にとどめていただければと思います。

事務局からの報告は以上でございます。

○高橋会長 質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようでしたら、この件は終了いたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般でご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 特にないようですので、本日の農業委員会総会を終了いたします。

それでは、宍戸会長職務代理より閉会のご挨拶をお願いいたします。

(宍戸会長職務代理者 あいさつ)

午後 4 時27分閉会